

別表第1 (第4条、第5条関係)

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
授業、実験、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	午前11時から正午まで、正午から午後1時まで、午後1時から午後2時まで
	午前7時30分から午後4時15分まで	
	午前8時から午後4時45分まで	
	午前9時から午後5時45分まで	
	午前9時30分から午後6時15分まで	
	午前9時45分から午後6時30分まで	
	午前10時から午後6時45分まで	
	午前7時から午後3時30分まで	午前11時から午前11時45分まで、正午から午後0時45分まで、午後1時から午後1時45分まで
	午前7時30分から午後4時00分まで	
	午前8時から午後4時30分まで	
	午前9時から午後5時30分まで	
	午前9時30分から午後6時00分まで	
	午前9時45分から午後6時15分まで	
	午前10時から午後6時30分まで	
医学部附属病院事務部医務課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで
医学部附属病院事務部経営管理課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前11時から午後7時45分	午後1時から午後2時まで
医学部附属病院リハビリテーション部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後0時45分まで
工学研究科に勤務する職員のうち、工学研究科長が指定する者	午前9時から午後5時45分まで	正午から午後1時まで
	午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで
	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで
	午前9時30分から午後6時まで	正午から午後0時45分まで
国際高等教育院に勤務する職員のうち、国際高等教育院長が指定する者	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
	午前10時から午後6時45分	午後1時から午後2時まで 正午から午後1時まで

	まで	午後1時から午後2時まで
iPS細胞研究所に勤務する職員のうち、iPS細胞研究所長が指定する者	午前9時から午後5時45分まで	正午から午後1時まで
環境安全保健機構に勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者	午前9時から午後6時まで	正午から午後1時15分まで
学生総合支援機構に勤務する職員のうち、学生総合支援機構長が指定する者	午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで
	午前9時から午後5時45分まで	正午から午後1時まで
	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで
企画部に勤務する職員のうち、企画部長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで
	午前7時30分から午後4時15分まで	
	午前8時から午後4時45分まで	
	午前9時から午後5時45分まで	
	午前9時30分から午後6時15分まで	
情報部に勤務する職員のうち、情報部長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで
	午前7時30分から午後4時15分まで	
	午前8時から午後4時45分まで	
	午前9時から午後5時45分まで	
	午前9時30分から午後6時15分まで	
教育推進・学生支援部に勤務する職員のうち、教育推進・学生支援部長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	午後1時から午後2時まで
	午前9時から午後5時45分まで	

(平17達41改)

(平18達31・平21達7・平22達16・平23達25・平25達20・平26達11・平27達23・平27達45・平29達71・平31達12・平31達34・令2達61・令3達19・令4達5・令4達40・令4達79・一部改正)

別表第2 (第5条関係)

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち、部局長が指定する者	午前8時30分から午後5時まで	午後1時から午後1時45分まで
	午前8時30分から午後5時15分まで	午後1時から午後2時まで

(平17達41改)

(平21達7・一部改正)

別表第3 (第16条関係)

教職員の区分	割振り単位 期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
医学研究科に勤務する職員のうち、医学研究科長が指定する者	4週間	医学研究科長が指定する8の1日勤務日	午前7時45分から午後4時30分まで	正午から午後1時まで
			午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午前9時から午後5時45分まで	午後1時から午後2時まで
			午前10時から午後6時45分まで	午後2時から午後3時まで
			午前11時から午後7時45分まで	午後3時から午後4時まで
			正午から午後8時45分まで	午後4時から午後5時まで
			午後0時15分から午後9時まで	午後4時から午後5時まで
午後1時30分から午後10時15分まで	午後5時から午後6時まで			
医学部附属病院の診療科、診療部門、中央施設部門及び運営部門に勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午後5時15分から翌日午前9時45分まで	午前1時15分から午前2時15分まで
医学部附属病院総合周産期母子医療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午後4時30分から翌日午前9時まで	午前1時15分から午前2時15分まで
医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後5時15分から午後7時まで、午前1時から午前6時45分まで
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後9時から午後10時まで、午前1時から午前7時30分まで
医学部附属病院検査部及び病理部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時まで	正午から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで

			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後7時30分から午後8時まで、翌日午前0時から午前7時まで
			午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後7時30分から午後8時まで、翌日午前0時から午前7時まで
			午前8時30分から午後0時30分まで	—
			午前8時30分から午後0時15分まで	—
			午後0時30分から午後9時まで	午後5時から午後5時45分まで
			午後4時から翌日午前9時30分まで	午後8時30分から午後9時まで、午前3時から午前4時30分まで
医学部附属病院放射線部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後0時45分まで
			午前11時30分から午後8時まで	午後3時15分から午後4時まで
			午後0時30分から午後9時まで	午後3時30分から午後4時15分まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後7時から午後8時まで、翌日午前0時から午前6時30分まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後8時30分から翌日午前3時まで、午前6時30分から午前7時30分まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後1時から午後2時まで、午後8時から午後9時まで、翌日午前0時から午前6時30分まで
			午前7時30分から午後4時15分まで	正午から午後1時まで
			午前10時から午後6時30分まで	午後1時30分から午後2時15分まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前11時30分から午後8時15分まで	午後3時15分から午後4時15分まで
			午後0時30分から午	午後3時30分から午

			後9時15分まで	後4時30分まで
			午前10時から午後6時45分まで	午後1時30分から午後2時30分まで
			午後5時から翌日午前8時30分まで	午後7時から午後8時まで、翌日午前0時から午前6時45分まで
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後7時から午後8時まで、翌日午前0時から午前6時30分まで
			午後5時から翌日午前8時30分まで	午後8時から午後9時まで、翌日午前0時から午前6時45分まで
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後8時から午後9時まで、翌日午前0時から午前6時30分まで
医学部附属病院医療器材部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午後4時30分から翌日午前9時まで	午後9時から午後10時まで
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後7時30分から午後8時まで、午前0時から午前7時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後5時15分から午後7時まで、午前1時から午前6時45分まで
			午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
			午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで
医学部附属病院疾患栄養治療部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
			午前7時30分から午後4時30分まで	午前11時30分から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時15分まで
			午前9時45分から午後6時30分まで	午後0時45分から午後1時45分まで
			午前9時45分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前9時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後1時45分まで
			午後0時30分から午後6時30分まで	—
			午前7時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後2時まで
			午前8時30分から午	午後0時30分から午

			後 3 時まで	後 1 時まで
医学部附属病院看護部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4 週間	医学部附属病院長が指定する 8 又は 7 の 1 日勤務日	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで	午後 0 時 3 0 分から午後 1 時 3 0 分まで
			午前 8 時 1 5 分から午後 5 時まで	午後 0 時 1 5 分から午後 1 時 1 5 分まで
			午前 7 時 4 5 分から午後 4 時 3 0 分まで	午前 1 1 時 4 5 分から午後 0 時 4 5 分まで
			午前 8 時から午後 4 時 4 5 分まで	正午から午後 1 時まで
			午前 7 時から午後 3 時 4 5 分まで	午前 1 1 時から正午まで
			午前 7 時 3 0 分から午後 4 時 1 5 分まで	午前 1 1 時 3 0 分から午後 0 時 3 0 分まで
			午前 9 時から午後 5 時 4 5 分まで	午後 1 時から午後 2 時 4 5 分まで
			午前 9 時 3 0 分から午後 6 時 1 5 分まで	午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで
			午前 1 0 時から午後 6 時 4 5 分まで	午後 2 時から午後 3 時まで
			午前 1 1 時から午後 7 時 4 5 分まで	午後 3 時から午後 4 時まで
			午前 1 1 時 1 5 分から午後 8 時まで	午後 3 時 1 5 分から午後 4 時 1 5 分まで
			午前 1 1 時 3 0 分から午後 8 時 1 5 分まで	午後 3 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
			正午から午後 8 時 4 5 分まで	午後 4 時から午後 5 時まで
			午後 1 時から午後 9 時 4 5 分まで	午後 5 時から午後 6 時まで
			午後 1 時 1 5 分から午後 1 0 時まで	午後 5 時 1 5 分から午後 6 時 1 5 分まで
			午後 3 時 1 5 分から午前 0 時まで	午後 7 時 1 5 分から午後 8 時 1 5 分まで
			午後 3 時 4 5 分から翌日午前 0 時 3 0 分まで	午後 7 時 4 5 分から午後 8 時 4 5 分まで
			午前 0 時から午前 8 時 4 5 分まで	午前 5 時から午前 6 時まで
			午後 3 時 3 0 分から翌日午前 9 時まで	医学部附属病院長が定める 2 時間
			午後 4 時 3 0 分から翌日午前 9 時まで	医学部附属病院長が定める 1 時間
			午前 8 時から午後 8 時 3 0 分まで	正午から午後 1 時まで 3 0 分まで
			午前 7 時 4 5 分から午後 8 時 3 0 分まで	正午から午後 1 時まで
			午前 8 時 3 0 分から午後 9 時まで	午後 0 時 3 0 分から午後 1 時 3 0 分まで
			午前 8 時 1 5 分から午後 9 時まで	午後 0 時 1 5 分から午後 1 時 1 5 分まで
午後 7 時 4 5 分から翌	医学部附属病院長が定			

			日午前8時30分まで	める1時間
			午後8時から翌日午前8時30分まで	医学部附属病院長が定める1時間
			午後8時15分から翌日午前9時まで	医学部附属病院長が定める1時間
			午後8時30分から翌日午前9時まで	医学部附属病院長が定める1時間
			午前8時から正午まで	—
			午前8時30分から午後0時30分まで	—
			午前8時から午前11時45分まで	—
			午前8時30分から午後0時15分まで	—
農学研究科附属牧場に勤務する教職員のうち、農学研究科長が指定する者	4週間	農学研究科長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
複合原子力科学研究所に勤務する教職員のうち、複合原子力科学研究所長が指定する者	4週間	日曜日及び土曜日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後1時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後9時まで又は午後8時30分から翌日午前9時まで	複合原子力科学研究所長が定める1時間30分
			午後1時から午後5時30分まで	—
			午後2時45分から翌日午前9時まで	複合原子力科学研究所長が定める2時間45分
			午後7時15分から翌日午前9時まで	複合原子力科学研究所長が定める1時間30分
iPS細胞研究所に勤務する教職員のうち、iPS細胞研究所長が指定する者	4週間	iPS細胞研究所長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
総合博物館に勤務する職員のうち、総合博物館長が指定する者	4週間	総合博物館長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
フィールド科学教育研究センター海城ステーション瀬戸臨海実験所に勤務する教職員	4週間	フィールド科学教育研究センター長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
				午後0時30分から午後1時30分まで
研究推進部に勤務する職員のうち、研究推進部長	4週間	研究推進部長が指定する	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで

が指定する者		る 8 の 1 日 勤務日	午前 10 時 45 分から 午後 7 時 30 分まで	午後 1 時から午後 2 時 まで
			午前 11 時 15 分から 午後 8 時まで	午後 3 時から午後 4 時 まで
			午前 11 時 45 分から 午後 8 時 30 分まで	午後 3 時から午後 4 時 まで
施設部プロパティ運用課 に勤務する職員のうち、 施設部長が指定する者	4 週間	施設部長が 指定する 8 の 1 日勤務 日	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで	午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分まで
			午前 10 時 30 分から 午後 7 時 15 分まで	午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
				午後 2 時から午後 3 時 まで
			午後 3 時から午後 4 時 まで	午後 3 時から午後 4 時 まで
			午前 11 時から午後 7 時 45 分まで	午後 3 時から午後 4 時 まで
午後 0 時 30 分から午後 9 時 15 分まで	午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分まで			

(平 17 達 4 1 改)

(平 18 達 3 1・平 19 達 2 3・平 21 達 7・平 22 達 1 6・平 22 達 5 7・平 23 達
2 5・平 24 達 1 9・平 24 達 5 6・平 25 達 2 0・平 26 達 1 1・平 27 達 2 3・平
2 7 達 3 1・平 30 達 2 3・平 30 達 4 5・令元達 5 4・令元達 5 6・令 2 達 1 0・令
3 達 1 9・令 4 達 5・令 5 達 8・一部改正)

別表第 4 (第 21 条関係)

在職期間	日数
1 月に達するまでの期間	2 日
1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日
2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日
3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日
4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日
5 月を超え 6 月に達するまでの期間	10 日
6 月を超え 7 月に達するまでの期間	12 日
7 月を超え 8 月に達するまでの期間	13 日
8 月を超え 9 月に達するまでの期間	15 日
9 月を超え 10 月に達するまでの期間	17 日
10 月を超え 11 月に達するまでの期間	18 日
11 月を超え 1 年未満までの期間	20 日

別表第 5 (第 27 条関係)

親族	日数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日 (教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継 を受ける場合にあつては 7 日)
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日 (教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継 を受ける場合にあつては 7 日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日 (教職員と生計を一にしていた場合にあつて は、7 日)

子の配偶者又は配偶者の子	1日(教職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(教職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(教職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)
おじ又はおばの配偶者	1日